

平成23年9月5日

近畿農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

消費・安全局植物防疫課長

農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）及び「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）等に基づき、適正使用の推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として、農薬の不適正な使用が原因とされる残留基準値超過の報告が続いている。

については、今後、全国的に農作物の収穫期を迎えるに当たり、農薬の残留基準値超過を未然に防止するため、下記に掲げる事項について、農薬使用者をはじめとする関係者の注意喚起が図られるよう、貴局管下府県の担当者に対し、通知・指導ありたい。

なお、農産物直売所に出荷された農産物からも適用のない農薬が検出されていることを踏まえ、農産物直売所に出荷する生産者に対しても下記の事項について注意喚起が図られるよう、ご配慮願いたい。

記

1. ラベルに記載されている適用作物、適用時期、使用方法等を必ず確認し、その内容を遵守すること。特に、作物の名称や形状が似ている作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること。
2. 隣接するほ場に誤って農薬を散布することがないように注意すること。例えば、ブームスプレーや等の大型散布機を用いる場合は、ほ場の端で旋回する際には確実に噴霧を止めること。
3. 「農薬飛散対策技術マニュアル」（ホームページアドレス：http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/index.html）等を参考に、以下の事項をはじめとする対策を実施すること。
 - （1）風速、風向に注意して散布すること。
 - （2）ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意すること。
 - （3）適正な散布圧力、散布量で散布を行うこと。

- (4) 散布器具の洗浄を徹底すること。
- (5) 散布は場及びその周辺の状況に応じて、飛散が少ない形状の農薬や飛散を低減する散布器具を選択すること。
- (6) 散布は場の周辺に、農薬の残留しやすい作物、収穫期の近い作物等が栽培されている場合は、特に注意して飛散の影響を低減するための対策を講じること。